

大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、保育人材の確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、大分県保育士試験による資格取得支援事業実施要綱（令和2年4月1日伺定。以下、「実施要綱」という。）に基づき、保育士試験により保育士資格の取得した者に対し、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。なお、以下に掲げるものについては対象経費としない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- (8) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）
- (9) 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の総額と、保育士試験受験のための学習に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、150,000円を上限とする。

(申請書等)

第3条 規則第3条第1項及び第12条の規定による申請並びに実績報告は、補助金交付申請書並びに実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに知事に提出しなければならない。や

むを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、その旨の理由書を添付すること。なお、補助金の申請は1名につき1度までとする。

- (1) 所要額内訳表（第2号様式）
- (2) 補助対象経費の領収書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（第3号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付条件）

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。なお、1年未満となる場合においては、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (2) この補助金にかかる証拠書類は交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
- (3) (2)の証拠書類を検査する場合又は保育士試験受験のための学習、対象施設等での勤務状況等について報告を命じた場合においてこれに応ずること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定並びに額の確定）

第5条 規則第6条及び第13条による通知は、補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書並びに額の確定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

補助金は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定した後、に支払うことができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定並びに額の確定通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な行為によって補助金の支給を受けたと認めた時は、大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付決定取消・返還通知書（第6号様式）により、申請者に対して、交付決定を取り消し、補助金全額を返還させるものとする。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金申請書及び実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
連 絡 先
(ふりがな)
氏 名 ⑩

大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金の交付を受けたいので、大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり交付申請し、併せてその実績を報告します。

対象者氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
講座実施事業者名			
講座実施事業者所在地	(〒 -)		
講座受講期間 (受講開始日(入学日又は受講許可を得た日のいずれか早い日))	年 月 日	～	年 月 日
学習に要した経費	入学料	円	
	受講料	円	
	合計	円	
雇用保険制度の教育訓練給付等、類似事業の助成等の有無(どちらかに○)		有	無
保育士登録年月日	年 月 日		
資格取得後の勤務状況	施設名		
	勤務開始日	年 月 日	
	保育士登録年月日以降、1年以上継続して上記の施設に (勤務する ・ 勤務しない)		

勤務先の証明

上記「資格取得後の勤務状況」に相違ないことを証明します。

施設名

代表者職氏名 ⑩

添付書類

- (1) 所要額内訳表(第2号様式)
- (2) 補助対象経費の領収書(別紙に貼付すること)
- (3) 保育士証の写し
- (4) 暴力団排除に係る誓約書(第3号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

第 2 号様式（第 3 条関係）

所要額内訳表

申請者氏名 _____

(単位：円)

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	補助対象経費 の実支出額	選定額	補助所要額
A	B	C	D	E	F

(記入上の注意)

- 1 A 欄には、当該事業に要した総事業費（補助対象経費以外を含む。）を記入すること。
- 2 B 欄には、本補助金以外の収入がある場合にその額を記入すること。
- 3 D 欄には、A 欄のうち、補助対象経費に係る支出額を記入すること。
- 4 E 欄には、C 欄と D 欄を比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5 F 欄には、E 欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額。）と 1 5 0, 0 0 0 円とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙

領収書は以下の枠内に貼付してください。足りない場合は、別紙を複数枚使用してください。
なお、領収書には、次の事項が記載されていることを確認してください。

- ア 「講座実施事業者の名称」
- イ 「支払者名」
- ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
- エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
- オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
- カ 「領収印」

第3号様式（第3条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊞

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女) _____

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第4号様式（第5条関係）

大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付決定通知書及び
額の確定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金については、大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
- 3 交付条件
- (1) 資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。なお、1年未満となる場合には、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
 - (2) この補助金にかかる証拠書類は交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
 - (3) (2)の証拠書類を検査する場合又は保育士試験受験のための学習、対象施設等での勤務状況等について報告を命じた場合においてこれに応ずること。
 - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (5) その他、大分県補助金等交付規則、大分県保育士試験による資格取得支援事業実施要綱及び大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第 5 号様式（第 8 条関係）

大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定通知及び額の確定通知のあった大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金 円を交付されるよう、大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

振込先					
金融機関名		銀 行 信用金庫 農 協 そ の 他 ()		本 店 支 店 出張所 支 所 ゆうちょ銀行の場合 支店番号	
種別	普通・当座	口座番号		(フリガナ) 口座名義	

添付書類
・通帳の口座情報が確認できる部分の写し

第 6 号様式（第 9 条関係）

大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付決定取消・返還通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定をした大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金については、下記のとおり交付決定及び額の確定を取消するので、大分県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

については、交付した補助金全額を下記のとおり返還してください。

記

- 1 取消理由
- 2 交付した補助金の返還期限
- 3 返還の方法